

## 新型コロナウイルス感染予防対策について

### 1 主旨

区ではこの間、新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、PCR検査体制の確保・拡充、保健所の体制強化、学校・保育園・新BOP・区民利用施設の休止、区主催イベントの中止など、様々な対策を講じてきた。

令和2年4月7日に国から発せられた緊急事態宣言については、5月25日には解除され、社会経済活動等のレベルは徐々に引き上げられており、区においても、6月1日以降、休止していた各施設を段階的に再開している。一方、東京都における感染者は7月以降増加傾向にあり、200人を超える日が続くなど、予断を許さない状況である。

これから、感染第2波、第3波が想定される中、感染防止策と経済活動の維持の両立が求められることから、区の対応を今一度振り返り、これまでの経験を教訓とした取組みを進めていく。

### 2 これまでの取組みと今後の対応

#### (1) 区の実施体制の総括

区では、「新型コロナウイルス感染症拡大」が報道され始めた1月27日に、健康危機管理対策本部を立ち上げたが、その役割は庁内への「注意喚起」などの情報発信に留まり、積極的な感染拡大防止対策を講じるまでには至らなかった。

3月には、「新型インフルエンザ等対策特別措置法」が改正され、区でも3月30日に「新型コロナウイルス感染症対策本部」（以下「本部」という。）に切り替え、本格的に全庁総力を挙げた感染拡大防止対策の取組みを進めてきた。

具体的には、施設やイベントの休止、保健所への応援を含む職員体制の拡充（外部からの人材を含む。）、マスクや消毒液の確保・配布、緊急融資などの経済対策を講じるとともに、通勤時間帯の混雑緩和や健康リスクの懸念を考慮した職員の勤務体制の暫定対応など、さまざまな取組みを行った。また、その取組みの強化として、4月28日付で本部のもとに「事業継続対策部会」を設置し、新型コロナウイルス対策に係る業務に最優先にあたることとし、組織横断的に庁内一丸となった取組みを進めてきた。

一方、国の経済対策の一環としての特別定額給付金事務は、国の通知前から準備を開始し、国の補正予算成立後には、速やかに専管組織を立ち上げ、事業継続対策部会でも「特別定額給付金班」を設置し、庁内応援体制も組んだ。しかし、マイナンバーカード活用によるオンライン申請分の確認処理等で時間を要したことに加え、都内最大の人口を有する区には、当初から区民からの問い合わせが殺到した。庁内応援体制のさらなる増強を含め業務改善を図ったが、区民への早急な給付に結び付けることはできなかった。

また、保健所が行う感染源に対する疫学調査をもとにデータ分析を行うため、「分析班」

を設置したが、手書きフォーマット（※）からのデータ変換作業に時間がかかり、その分析結果を活用した具体的な対策を講じるまでには至らなかった。

さらにこの間、国や東京都から多くの通知が送付されてきているが、その位置づけや解釈があいまいなものも多く、基礎自治体として対応策を検討する際に、通知内容の確認に手間取り、決定に時間を要することもあった。

刻々と変化する感染状況に応じた効率的かつ効果的な対策を実行していくためには、国や東京都からの要請等に迅速に対応するとともに、区における現状把握及び分析を進め、区として総合的に判断していくことが求められている。また、感染症対策と経済活動の維持の両立が今後の社会的課題となっている。

国の動きや東京都の対応等を勘案しながらも、区が都内最大の人口を有する自治体として、その区民の生命と健康を守るために、専門家による最新の知見と助言を得る「世田谷区としての戦略的な布陣」が必要であるため、本部会議において、各分野の有識者に出席いただき、意見交換会を行うことで、感染爆発を防ぐための対策を練り、今後の区の対策に活かしていく。

※厚生労働省は、新型コロナウイルス感染者等の情報（症状、行動歴等）を電子的に入力、一元的に管理、関係者間で共有するため、新型コロナウイルス感染症発生動向調査について、これまでのシステムに代えて、「新型コロナウイルス感染者等情報把握・管理支援システム（HER-SYS）」の利用を開始しているが、未だ、東京都では、手書きフォーマットによるFAXでの情報報告が続けられている。

## （2）感染症予防の取組み

保健所の体制強化やPCR検査体制の拡充、情報の公表など、感染症対策の要となる取組みについて、【別紙】「新型コロナウイルス感染症予防の取組みと今後の対応について」として取りまとめた。

今後、さらなる組織・人員体制の強化を図り、感染第2波、第3波に備えた感染症予防の取組みを一層進めていく。

## （3）区の緊急対策

区では、新型コロナウイルス感染症の拡大を防ぐとともに、区内の事業活動や区民生活を守り抜くため、区内の現状や、国や東京都で発表している緊急経済対策等を踏まえ、①新型コロナウイルスの感染拡大を防ぐ対策、②区民の生活と事業活動を支える対策、③子どもの育ちと学びを支える対策の3つを柱とする緊急対策を実施している。

基礎自治体である世田谷区の業務全体の中で、区民生活に欠かせない事業は大きなウェイトを占めている。過去に経験をしたことのない事態ではあるが、区民の協力を仰ぎながら、地域住民の健康はもとより、経済活動を含む区民生活を維持していくことに最優先で取り組む。

今後も厳しい社会状況が継続することを前提に、実態を把握したうえで、必要な対策について時期を逸することなく速やかに講じていく。

また、8月には今後の区政運営の軸となる「政策方針」を取りまとめ、この「政策方針」に基づき区政を運営していく。

#### (4) 事務事業の見直し

感染予防対策や、緊急対策に対しては、国や東京都の財政支援があるものの、さらなる対策に取り組むには、区の一般財源による財政支出が避けられないところであるが、国全体の経済活動の停滞等により、歳入の根幹をなす特別区税や特別区交付金等は、リーマンショック時を超える減収を想定する必要がある。

こうした状況下で、緊急対策を的確に実施しながら、今後の行政運営に必要な財源を確保するため、事務事業の緊急見直しとして、歳出額で約29億円、一般財源で約23億円規模の見直しを進めているところである。

これから感染第2波、第3波が想定される中で、感染拡大を防ぐとともに、必要な財源を確保するために、区の業務を抜本的に見直しせざるを得ない段階にきており、今一度、全庁的な認識の共有を図り、新たな事業スタイルを構築する。

令和3年度予算編成に向けては、全体規模の大幅な縮小を想定し、引き続きさらなる見直しを進める必要がある。見直しにあたっては、区民生活の安全と安心を守り抜くことを基本に、地域社会の置かれた環境変化を踏まえ、区民生活や事業活動の維持・活性化を念頭に入れ、必要性・有効性・公益性等を改めて検証し、全ての既存事業について実施の是非を検討のうえ、内容や手法の転換を行う。

また、8月には中期財政見通しを示したうえで、今年度の数次にわたる補正予算と連動させ、予備費の活用も行いながら、「18か月予算」を編成していく。

### 3 今後のスケジュール（予定）

令和2年8月	政策方針
	中期財政見通し
9月1日	保健所の組織体制強化